

令和8年度第1回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会  
兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和8年5月22日（金）午後6時30分から7時30分まで  
ハイブリッド形式で開催（会場：狛江市役所特別会議室）

◇参加者

構成員：狛江市市民福祉推進委員会 権利擁護小委員会委員  
事務局：福祉政策課福祉政策係

◇目的

- ・権利擁護小委員会の所掌及び会議の記録方法等について審議する。
- ・市民福祉推進委員会からの付議事項について報告する。
- ・狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画（以下「実施計画」という。）の進捗状況の評価結果を報告し、権利擁護小委員会における評価項目について審議する。

◇議題内容・進行予定

（狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会）

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	審議 権利擁護小委員会の所掌等について	権利擁護小委員会の所掌等について説明し、会議録の記録方法等について審議する。	【資料1-1】 P 3 【資料1-2】 P 8	5分
2	報告 市民福祉推進委員会からの付議について	市民福祉推進委員会からの付議事項について報告する。	【資料2】 P 9	5分
3	審議 実施計画の進捗状況の地域共生社会推進会議における評価結果に対する評価について	実施計画の進捗状況の地域共生社会推進会議における評価結果を報告し、小委員会での評価について審議する。	【資料3-1】 P 10 【資料3-2】 P 28 【資料3-3】 P 31	35分
4	その他	次回の会議について確認する。	【資料4】 P 34	5分

(**狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会**)

1	報告 狛江市単身高齢者等 支援事業について	令和7年10月より狛江市単身高齢者等支 援事業を狛江市社会福祉協議会へ委託し、 実施した内容について報告する。	<b>【資料5】</b> P35	10分
---	-----------------------------	---	---------------------	-----

◇資料一覧

【アジェンダ】 令和8年度狛江市市民福祉推進委員会第1回権利擁護小委員会

【資料1-1】 規則等 P3

【資料1-2】 会議録確認の時期・方法等について P8

【資料2】 狛江市地域共生社会推進基本計画の調査及び審議について（付議） P9

【資料3-1】 地域共生社会推進基本計画実施計画（担当課評価シート） P10

【資料3-2】 地域共生社会推進基本計画実施計画（委員会等評価シート） P28

【資料3-3】 進捗状況評価報告書（案） P31

【資料4】 令和8年度権利擁護小委員会兼権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会全体工程表  
P34

【資料5】 狛江市単身高齢者等支援事業の令和7年度の実施結果について P35

## ○狛江市福祉基本条例（抄）

令和2年3月31日条例第8号

（計画の策定）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
- （2） 高齢者福祉の推進に関する事項
- （3） 障がい者福祉の推進に関する事項
- （4） 児童福祉の推進に関する事項
- （5） 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- （3） 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- （4） 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。

6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

(1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。

(2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。

(3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

平成6年9月6日規則第30号

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第30条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（抄）

平成15年3月31日条例第1号

（審議会等の委員）

第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び性別の偏り並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りでない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

（会議録の作成と公表）

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

○狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）

平成12年4月25日市長決裁

（会議録の作成等）

第2条 審議会等の会議を開催したときは、次条以降に定めるところにより会議録を作成し、処理するものとする。

（会議録の記載事項）

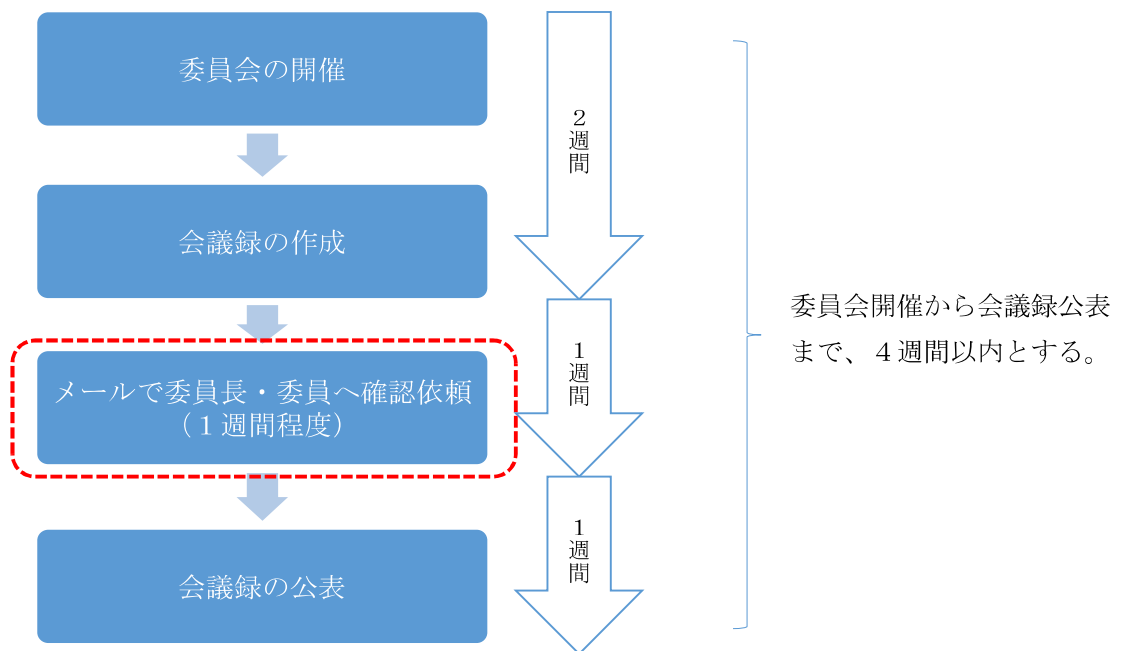
第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。

## 会議録確認の時期・方法等について



## 【根拠規程】

粕江市附属機関等の設置及び運営に関する規則（抄）

（会議録の作成と公表）

第15条 審議会等の会議録の作成については、市長が別に定めるところによる。

2 会議録の公表は、原則として審議会等終了後4週間以内に市ホームページに掲載することにより行うものとする。

3 審議会等以外の附属機関等については、前2項の規定を準用する。

令和8年4月1日

狛江市市民福祉推進委員会  
権利擁護小委員会委員長 大森 顕 様

狛江市市民福祉推進委員会  
委員長 宮城 孝

狛江市地域共生社会推進基本計画の調査及び審議について（付議）

狛江市福祉基本条例施行規則（平成6年規則第30号）第28条第1項の規定に基づき、  
狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）第32条第2項第4号に規定する事項とし  
て、下記について貴小委員会に調査及び審議を求めます。

記

その他地域共生社会の推進に関する以下の事項について

- ・ 市の施策に係る事業の実施結果、課題及び改善点を踏まえた自己評価報告に対する評価

施策No.

1-3

施策

判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。

資料 3 - 1

取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								
①事業概要									
判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9				
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上				
		④実績（値）	1回						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。								
課題等	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。								
令和8年度以降の取組や方針	支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。								

取組No.	1-3-2	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								
①事業概要									
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
アドバイザースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課	ケースに応じた実施	③目標(値)	1回以上	1回以上	1回以上				
		④実績(値)	1回						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、アドバイザースタッフ会議ではなく、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。								
課題等	虐待対応等緊急性を要する場合、アドバイザースタッフ会議等を利用することが困難であること。								
令和8年度以降の取組や方針	支援・検討会議やアドバイザースタッフ会議を活用することが最適と思われる案件が発生した場合は、積極的に活用する。								

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								
①事業概要									
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業(取組)内容	成果(活動)指標		R7	R8	R9				
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上				
		④実績(値)	2回						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに1回、民生委員・児童委員向けに1回実施し、合計2回(前年度比△1回)、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。								
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。								

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。
-------	-----	----	---------------------------------------

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								

①事業概要

地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）	2回以上	2回以上	2回以上
		④実績（値）	2回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上
		④実績（値）	1回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由 3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに1回、勉強会及びセミナーとして民生委員・児童委員向けに1回実施し、普及・啓発を行ったため。

課題等 権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。

令和8年度以降の取組や方針 引き続き、市内権利擁護勉強会等を実施し、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため普及・啓発を行っていく。

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								
①事業概要									
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9				
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施	実施状況	③目標（値）	継続実施	継続実施	継続実施				
		④実績（値）	継続実施						
担当課：福祉政策課 （再掲）地域住民に対するセミナー等の開催	開催回数	⑤進捗状況評価	B：現状維持						
		③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上				
		④実績（値）	1回						
担当課：福祉政策課		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持						
「評価」の理由	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。								
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。								

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								
①事業概要									
市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9				
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課	参加人数	③目標（値）	1人以上	1人以上	1人以上				
		④実績（値）	0人						
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない						
「評価」の理由	多摩南部成年後見センター主催の市民後見人が参加する後見人連絡会等に粕江市の権利擁護支援事業の担当が出席し、顔と顔の見える関係づくりに寄与したものの、市内権利擁護業務担当者勉強会等への市民後見人の参加には至らなかったため。								
課題等	市民後見人の育成等は多摩南部成年後見センターで行っているため、市、あんしん粕江、多摩南部後見センターと協働して活躍できる体制作りを行っていく必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、多摩南部成年後見センターへ周知を依頼し、市内権利擁護業務担当者勉強会等に市民後見人が参加できるよう促していく。								

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進								
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	●	障	●
区分	新規										

①事業概要

権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜
		④実績(値)	0回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		
「評価」の理由	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、切れ目のない支援を図ることができたため。また、重層的支援会議等については、権利擁護支援に関する内容が無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。				
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかりと捉えることにより、切れ目のない支援を図る。また、あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。				

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化						
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後	高	障
区分	新規								
①事業概要									
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9				
身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施				
		④実績（値）	実施						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施				
		④実績（値）	実施						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	拡充	継続実施	継続実施				
		④実績（値）	拡充						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している						
「評価」の理由	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、医療・福祉施設等への入院・入所手続に関する相談、死後事務に関する相談、日常生活に関する相談などの各種相談支援を実施し、切れ目のない支援を図ることができた。								
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかりと捉えることにより、切れ目のない支援を図る。								

取組No.	4-4-2	重点取組	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成								
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後	高	●	障	●
区分	拡充										
①事業概要											
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。											
②施策に関する具体的な事業や取組											
事業(取組)内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9					
(再掲) あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施		実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施					
			④実績(値)	継続実施							
担当課：福祉政策課			⑤進捗状況評価	B：現状維持							
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催		開催回数	③目標(値)	1回以上	1回以上	1回以上					
			④実績(値)	1回							
担当課：福祉政策課			⑤進捗状況評価	B：現状維持							
事業(取組)内容全体の進捗状況評価				B：現状維持							
「評価」の理由	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。										
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。										
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。										

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								

①事業概要

権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
支援・検討会議の実施(試行も含む) 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	1回以上	1回以上	1回以上
		④実績(値)	1回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由  
権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。

課題等  
支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。

令和8年度以降の取組や方針  
支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								
①事業概要									
地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上				
		④実績(値)	2回						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課	出席回数	③目標(値)	5回以上	5回以上	5回以上				
		④実績(値)	8回						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持						
「評価」の理由	東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、顔と顔が見える関係に寄与したため。								
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、機能強化のための認識や方向性の共有を行う。								

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								

①事業概要

あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したが、令和7年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。 なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。				
課題等	「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要である。				
令和8年度以降の取組や方針	中核機関を委託するにあたっての現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。				

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充								
①事業概要									
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
(再掲) 社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託				
		④実績(値)	現状の課題の整理						
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない						
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託				
		④実績(値)	現状の課題の整理						
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			C：あまり進捗していない						
「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したが、令和7年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。一方で、権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わるが多いため、既存の対応の中でモニタリングを行った。なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。								
課題等	成年後見人等へ定期的なモニタリング・バックアップを行う体制が整っていない。								
令和8年度以降の取組や方針	中核機関を委託するにあたっての継続してモニタリングを行う体制の構築ができていない等現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。								

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								

①事業概要

市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績(値)	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上
		④実績(値)	2回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したため。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会は、単身高齢者等支援事業の報告を行ったほか、支援・検討会議を実施し、2回（前年度比+1回）開催することができたため。
課題等	成年後見制度の受任調整以外の部分も社協へ委託し、多機関協働ネットワークを形成し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）と連携する体制作りを進める必要がある。
令和8年度以降の取組や方針	中核機関を委託する際の課題を整理し、狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会で議論を行ったうえで、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討する。

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進							
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	拡充									
①事業概要										
地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）										
②施策に関する具体的な事業や取組										
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9					
(再掲)社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託					
		④実績(値)	現状の課題の整理							
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない							
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課	体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築	ネットワーク体制の維持及び拡大	ネットワーク体制の維持及び拡大					
		④実績(値)	児童虐待に対するネットワーク構築							
		⑤進捗状況評価	A：進捗している							
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持							
「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したため。また、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。また、権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。									
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。									
令和8年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。									

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進						
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								
①事業概要									
重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜	適宜	適宜				
		④実績(値)	0回						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	重層的支援会議等については、権利擁護支援に関わる内容で無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。								
課題等	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業を含めた既存会議体と連携を行うことが必要である。								
令和8年度以降の取組や方針	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。								

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進						
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	障
区分	継続								

①事業概要

高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R7	R8	R9
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築  <small>担当課：福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課</small>	体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築	ネットワーク体制の維持及び拡大	ネットワーク体制の維持及び拡大
		④実績(値)	児童虐待に対するネットワーク構築		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。				
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。				
令和8年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。				

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進									
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地	後	●	高	●	障	●
区分	継続											
①事業概要												
虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等との情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	開催回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上							
		④実績(値)	2回									
		⑤進捗状況評価	B：現状維持									
「評価」の理由	3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに1回、民生委員・児童委員向けに1回実施し、合計2回（前年度比△1回）、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。											
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に出席してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。											
令和8年度以降の取組や方針	市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。											

年度		令和7(2025)			令和7(2025)							
(A) 基本目標	(B) 施策	(C) 重点取組及び事業（取組）内容			(D) -1 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	(D) -2 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	(D) -3 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答	(E) 狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する市民福祉推進委員会等からの評価及び次年度に向けた意見				
目的	手段 目的	重点取組	事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）								
1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-3 判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施	A：進捗している	② ①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。	③				
		1-3-2	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	アドバイザースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施	A：進捗している							
		1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	市内権利擁護業務担当者勉強会の開催	B：現状維持							
	2 「つながり」を実現できる地域づくり	2-1 住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	福祉のまちづくり協議委員会の開催				A：進捗している			
			2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	福祉のまちづくり委員向け研修の実施				A：進捗している			
		2-2 地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	福祉関係者等との連携				A：進捗している			
2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進		統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新	A：進捗している								
2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進		支援組織との避難支援体制の整備	A：進捗している								
2-3 地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	地域づくりの支援	A：進捗している	A：進捗している							
			建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握									
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用	B：現状維持								
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	地域福祉推進事業補助金による団体への支援 子ども・若者の居場所事業の実施	A：進捗している								

1. (D) - 1  
各取組No. の「進捗結果」において評価を行ったものを元に (C) を作成。担当課の評価「①」について評価の見直しが必要と地域共生社会推進会議で意見があったものを、担当課において再度評価の見直しの有無について検討を行ったうえで【市の実施計画の評価】「②」とした。

2. (D) - 2  
評価の見直しが必要と地域共生社会推進会議で意見が出された取組No. について、「②」の見直しの有無に関わらず意見の内容を記載。また、その他の意見等についても記載した。

3. (D) - 3  
(D) - 2 で出された意見に対する担当課からの回答を記載。委員会・小委員会では資料3-1 及び (D) 欄を参照のうえ、評価が適正かどうかのご判断を (E) 欄「③」に選択いただくとともに、必要に応じて資料7-3 に各取組No. ごとに意見をいただくものとなります。

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画（狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況評価）

年度		令和7(2025)												
(A) 基本目標		(B) 施策		(C) 重点取組及び事業（取組）内容			(D) -1 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価		(D) -2 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見		(D) -3 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答		(E) 狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する市民福祉推進委員会等からの評価及び次年度に向けた意見	
目的		手段 目的		手段										
				重点取組	事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）								
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-3	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。				
				1-3-2	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	アドバイザースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。				
				1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	市内権利擁護業務担当者勉強会の開催	B：現状維持	B：現状維持						
2	「つながり」を実感できる地域づくり	2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 地域住民に対するセミナー等の開催	B：現状維持	B：現状維持						
				2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 （再掲）地域住民に対するセミナー等の開催	B：現状維持	B：現状維持						
				2-4-3	市民後見人の活躍支援	市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加	B：現状維持	C：あまり進捗していない	①目標値：「1人以上」に対し実績値：「0人」のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）【進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正				
3	る社会参加を進め	3-3	権利擁護支援に必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	①「あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加」の方は実績0回のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）権利擁護支援に関する内容が無かったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。				

(A) 基本目標		(B) 施策		(C) 重点取組及び事業(取組)内容			(D) -1 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	(D) -2 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	(D) -3 主な重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答	(E) 狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する市民福祉推進委員会等からの評価及び次年度に向けた意見									
目的		手段		手段															
		目的		重点取組	事業(取組)内容	担当課による進捗状況評価(当初)													
4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①狛江市単身高齢者等支援事業について、身寄りのない単身者は増加しているため、今後相談件数が増加していくと考える。										
						死後事務に関する支援の実施													
						日常生活支援の実施													
	4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます	4-4-2	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	(再掲) あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施	B：現状維持	B：現状維持												
					(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催														
	5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	支援・検討会議の実施(試行も含む)	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、6評価が妥当ではないか。	①(福祉政策課) 目標(値)に設定している1回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につなぐことができたため、「A：進捗している」と評価した。								
4-5-2							専門職団体との連携の推進					(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 専門職団体との連絡会への出席	B：現状維持	B：現状維持					
5-2							権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。					5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	社協による中核機関の運営	C：あまり進捗していない	C：あまり進捗していない			
														5-2-2					
5-3	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	(再掲) 社協による中核機関の運営	B：現状維持	B：現状維持	B：現状維持												
				狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施															
		5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	(再掲) 社協による中核機関の運営	B：現状維持	B：現状維持	B：現状維持	B：現状維持	①担当課に子ども家庭課を入れても良いのではないかと考える。	①(福祉政策課) 令和8年度実施計画の策定の際に修正する方向で検討する。									
				包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築															
5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	(再掲) あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	B：現状維持	B：現状維持	①実績0回のため、6評価が妥当ではないか。	①(福祉政策課) 権利擁護支援に関する内容が無かったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。											
5-4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築	A：進捗している	A：進捗している	A：進捗している												
				5-4-2						地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催	B：現状維持	B：現状維持						

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画に関する  
市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会及び権利擁護小委員会による  
進捗状況評価  
令和7年度 報告書（案）

令和8年〇月

## 2 評価について

### (1) 評価方法

狛江市地域共生社会推進基本計画 実施計画では、狛江市地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」）の事業のうち重点施策の関連事業を評価しています。

この関連事業の進捗結果を各事業の担当課がとりまとめ、地域共生社会推進会議にて、【市の実施計画の評価】として評価を行いました。

その後、当評価を市民福祉推進委員会等において評価をし、出された意見をまとめました。

### (2) 評価の視点

実施計画の年次目標に記載されている各項目における令和7年度の実施状況を確認したうえで、事業全体を俯瞰した観点から総合的な評価を行いました。評価の結果は、以下のとおりとなります。

評価	評価基準	評価結果（件数）
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	○
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	○
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	○
D	全く進捗していない。	○

### (3) 総評

A評価が○件、B評価が○件、C評価が○件、D評価が○件として、地域共生社会の実現に資する取組が進められました。

(4) 委員会等における実施計画の評価結果に対する評価及び意見等

市民福祉推進委員会等において、市が行った実施計画の評価結果を各（ア）のとおり評価しました。なお、②③と評価したものについての意見等は各（イ）のとおりです。

エ 権利擁護小委員会

（ア）市の実施計画の評価結果の評価

①推進会議の評価のとおりとする	●-●-●
②推進会議の評価のとおりとする。 （意見についてはエ（イ）のとおり。）	●-●-●
③推進会議の評価と異なる評価とする。（意見についてはエ（イ）のとおり。）	●-●-●

（イ）市の実施計画の評価結果に対する意見等

No.	取組No.	狛江市地域共生社会推進会議における評価に対する 委員会等からの意見
1	2-2-1	△△

③として、各委員等により出された意見を当項目に記載します。

令和8年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表

資料4

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容
第1回	令和8年 5月22日(金)	ハイブリッド方式	午後6時30分～ 午後8時30分	狛江市役所 特別会議室	<p>【権利擁護小委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護小委員会の所掌・会議の公開等について確認する。</li> <li>・地域共生社会推進基本計画実施計画の地域共生社会推進会議における令和7年度評価結果に対する評価について審議する。</li> </ul> <p>【権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市単身高齢者等支援事業について報告する。</li> </ul>
第2回	令和8年 6月23日(火)	ハイブリッド方式	午後6時30分～ 午後8時30分	狛江市防災 センター 4階会議室	<p>【権利擁護小委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画による進捗状況評価令和7年度報告書(案)を確定させる。</li> <li>・市民意識調査報告書(案)～クロス集計結果～について報告する。</li> </ul> <p>【権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関の委託について審議をする。</li> </ul>
第3回	令和8年 10月6日(火)	ハイブリッド方式	午後6時30分～ 午後8時30分	狛江市防災 センター 3階会議室	<p>【権利擁護小委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価令和7年度報告書の作成について報告する。</li> <li>・令和8年度実施計画について報告する。</li> </ul> <p>【権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整中</li> </ul>
第4回	令和9年 2月3日(水)	ハイブリッド方式	午後6時30分～ 午後8時30分	狛江市防災 センター 4階会議室	<p>【権利擁護小委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整中</li> </ul> <p>【権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整中</li> </ul>

## 狛江市単身高齢者等支援事業の令和7年度の実施結果について

### 1. 事業の背景と目的

単身高齢者の増加が進む狛江市において、頼れる身寄りがいない高齢者等は、将来の生活や医療、終末期、死後事務などに対し、様々な不安を抱えている。国が示す「包括的な相談・調整窓口の整備」と「総合的な支援パッケージの提供」を一体的に行う「狛江市単身高齢者等支援事業」は、これらの不安を解消し、市民が地域で安心して生活を送れるよう支援することを目的として実施する。

### 2. 事業概要

本事業は、従前から実施していた権利擁護支援について、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援を拡充・体系化したものである。判断能力のある方を対象に、相談から日常生活の見守り、意思決定支援、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、入院・入所時のサポート、死後事務に関する支援まで、包括的なサービスを提供する。

#### (1) 相談・コーディネート事業（市民全員対象・所得制限無し）

（「包括的な相談・調整窓口の整備に関する取組」に係る分）

単身高齢者等からの相談に応じ、本人の選択に基づき必要なサービスを適切に利用することができるよう、情報提供及び助言その他の支援を行う。

#### (2) 直接支援事業

（「総合的な支援パッケージの提供に関する取組」に係る分）

判断能力のある単身高齢者等に対し、本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助、生活支援サービス等を行う。

### 3. 事業の実施結果

#### (1) 相談・コーディネート事業

##### ①相談件数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	5	1	3	1	6	4	20
継続相談件数	6	2	4	1	7	8	28
合計	11	3	7	2	13	12	48

②相談内容別件数（主訴）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日常生活について	3	0	1	2	2	0	8
医療・福祉施設等への 入院・入所について	4	2	0	0	0	0	6
死後事務について	0	0	0	0	0	1	1
成年後見制度等について	0	0	0	0	0	0	0
事業に関する問い合わせ	4	1	6	0	7	8	26
その他	0	0	0	0	4	3	7
合計	11	3	7	2	13	12	48

(2) 直接支援事業（契約に基づく支援）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談	1	1	0	0	1	0	3
新規支援計画作成	0	0	0	0	0	0	0
契約件数	0	0	0	0	0	0	0
解約件数	0	0	0	0	0	0	0
地域福祉権利擁護事業等の 契約に至った件数	0	0	1	0	0	0	1